

## 会員の権利と資格および義務に関する規則

### (目的)

第1条 この規則は定款第5条および第8条に基づき、一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会（以下「本会」という）会員の権利と資格および義務を定める。

### (会員の権利)

第2条 会員は本会が主催する各種行事への参加、会報その他の手段によって、本会の活動成果や業界・行政等に関する情報提供を受けることができる。また、部会の各委員会に参加することによって、関連分野の業界・行政情報等を入手できると共に、本会としての行政・ユーザ・業界への働きかけに参画することができる。

### (会員の種別と資格)

第3条 会員はA会員、B会員、C会員、D会員、E会員、F会員の種別のいずれかに属し、その種別に応じて表1に示す資格を有する。

但し、表1に示す資格に加え、組織規則（J A H I S 規則4号）第3条に示す各組織の規則の定めにより、追加の資格を与えることができる。

表1 会員の種別とその資格

| No. | 会員種別 | 資 格                                                                                                                                                                                          |
|-----|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | A会員  | ① 役員又は役員に準じる会社から任命された者が会長又は副会長、理事、監事に選任される資格。<br>② 保健医療福祉情報システム事業経営幹部が運営会議、戦略企画部、および部門の正(副)責任者に選任される資格。<br>③ 従業員が運営会議、戦略企画部および部門の正(副)委員長、および、その下部組織の正(副)責任者に選任される資格。<br>④ 従業員がすべての部門に参加する資格。 |
| 2   | B会員  | ① 役員又は役員に準じる会社から任命された者が理事、監事に選任される資格。<br>② 保健医療福祉情報システム事業経営幹部が部門の正(副)責任者に選任される資格。<br>③ 従業員が運営会議、戦略企画部および部門の正(副)委員長、および、その下部組織の正(副)責任者に選任される資格。<br>④ 従業員がすべての部門に参加する資格。                       |

|   |     |                                                                                                            |
|---|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3 | C会員 | ① 役員又は役員に準じる会社から任命された者が監事に選任される資格。<br>② 従業員が部会の正(副)委員長、および、その下部組織の正(副)責任者に選任される資格。<br>③ 従業員がすべての部会に参加する資格。 |
| 4 | D会員 | ① 従業員が部会の委員会下部組織正(副)責任者に選任される資格。<br>② 従業員がすべての部会に参加する資格。                                                   |
| 5 | E会員 | ① 従業員がすべての部会に参加する資格。                                                                                       |
| 6 | F会員 | ① 従業員が医事コンピュータ部会または医療システム部会のいずれかに参加する資格。<br>② 従業員が保健福祉システム部会に参加する資格。                                       |

(会員種別の変更)

第4条 会員種別を変更しようとする会員は、新年度開始の1ヶ月前までに書面で会長に届け出て、承認を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、会員代表者が本会の役員となっている会員の種別変更は、理事会の決議を得なければならない。
- 3 会員種別ランクアップの場合は、年会費差額を納付すること、および総務会の決議を条件に、書面で会長にその旨を届け出て承認を得ることができる。

(会員の遵守義務)

第5条 会員は、本会の理念を十分理解し尊重するとともに、会員活動の規範としなければならない。

- 2 会員は、本会の活動において、法令、関係省令、諸規則、社会規範を遵守し、本会のコンプライアンス宣言を尊重した活動を行わなければならない。
- 3 会員は、本会の活動で得られた情報、報告書等の会員共通の財産を、そのまま、あるいは改変して、直接または間接（会員が関係している会社等を通して）に、会員や非会員に販売等を行ってはならない。
- 4 会員は、本会が実施する工業統計等の調査について協力しなければならない。

附則（平成22年10月1日）

- 1 この規則は平成22年10月1日から施行する。

附則（平成25年2月7日）

- 1 この規則は平成25年4月1日から施行する。

附則（平成26年2月20日）

- 1 この規則は平成26年2月20日から施行する。

附則（２０２４年２月１９日）

- １ この規則は２０２４年２月１９日から施行する。